

県民からの御意見（抜粋）

- 平成28年11月14日現在で、延べ177件の御意見が寄せられている。前回（10月24日時点）以降に提出された主な御意見については、以下のとおり。

【市町村における事務職員の事務分担、市町村教育委員会の役割について】

- 市の小中学校事務職員の立場から、以下①から⑤の事務を事務職員の分担として見直すことについて提案する。

① 施設や備品の整備事務（施設の維持管理と整備、管理用備品の維持管理と整備）

これらの事務は主として校長が任命する校務主任（全国で愛知県だけで任命される校内主任）が担っており、校務主任は、授業担当時数を軽減されていることが、他の教員の授業を増加させて多忙化を招いている一因となっている。

② 保護者からの集金（給食費・教材費・修学旅行等の積立金など）の経理処理

これらの事務は主として学年会担当教員が担っているが、年度当初や各学期末など業務が極めて多忙な時期に処理を迫られる。また、担当者が毎年のように変わるため事務処理に不慣れで時間的なロスが大きく、確実性を欠く事例も散見される。保護者からの徴収業務については、設置者である市町村が直接収納する公費化を早期に進め、滞納者への督促業務を学校から分離する必要がある。

③ 児童生徒用教科書の無償給与に関する事務

これらの事務を教員が担っている市町村がある。この場合、担当者が毎年のように変わるため、事務処理に不慣れで時間的なロスが大きく、確実性を欠く事例も散見される。その上、担当者を集めて事務説明会を開催する必要があるなど、学校内ばかりでなく市町村や県教育委員会事務局の事務担当者の多忙化にも繋がっている。

④ 就学援助・就学奨励に関する事務

これらの事務は一般的に事務職員が担っているが、教頭等が担っている市町村もある。就学援助・就学奨励事務は、国が学校事務職員の定数にも反映しているように学校事務職員の基幹的な職務の一つである。

⑤ 学籍（児童生徒の転出入）、学校基本調査などの調査統計に関する事務

これらの事務は、約半数の学校で事務職員が担っているが、教頭や校務主任・教務主任などの教員が担っている市町村も数多くある。

- 給食費の徴収、教材の購入、校舎の維持管理など教員でなくてもできる事務仕事は学校事務職員でやるべきである。学校事務職員を1校あたりで増加できないのであれば、事務のためのシステム作りをし、教育委員会と一緒に管理できるようにする。また、市町村教育委員会には学校事務をサポートするグループを設置するのがいいのではないか。

- 事務職員が学校のマネジメントに参画する時間を確保するため、諸手当の申請や旅費請求や福利厚生といった本人責任で行う業務については、小中学校でもアイ・システムなど本人申請のシステムを導入できるとよい。

- 新聞報道に掲載された提言案について、**予算・人的措置などにより、すぐにできることとできないことに分類**することができる。

1 すぐにできないこと

- ・ 県や市町村で独自に教員を増強する
- ・ 部活動への外部指導員の配置
- ・ 休日に指導や引率を担う部活指導員の導入
- ・ 部活動に代わる地域スポーツクラブの育成
- ・ 生徒指導に当たるスクールカウンセラーやソーシャルワーカーの増員
- ・ 学校給食費など会計業務を自治体教委が担当する

2 すぐにできること

- ・ 教員の時間外勤務に明確な目標を設定する（月 45 時間または 60 時間）
- ・ 学校評価の評価項目に勤務管理や休暇の取得状況を含める
- ・ 部活動の休養日を設定する
- ・ 給与管理などにとどまる事務職員の「職務範囲」を広げる

- 新聞に掲載されていた提言案の最後の「**事務職員の職務範囲を広げる**」について、**事務職員の職務は最低次の 15 項目とすべきである。**

- (1) 職員会議・企画委員会議を始めとする各種会議への参加
- (2) 学習指導を実践していくために必要な備品購入計画の策定と備品購入事務
- (3) 施設・備品等の修繕計画の策定から実施事務
- (4) 教科指導にかかわる消耗品の購入事務
- (5) 管理備品及び管理用消耗品の購入事務
- (6) 国より無償で給与される児童生徒用教科書に関わる事務
- (7) 就学援助に関わる事務
- (8) 保護者が負担する学校徴収金に関わる事務
- (9) 児童生徒の学籍異動に関わる事務
- (10) 給食食数管理・給食実施簿の作成・給食費の納入事務
- (11) 市町村が負担する副読本的図書を購入事務
- (12) 文書管理、調査統計、などに関わる事務
- (13) 学校基本調査に関わる事務
- (14) 学校教職員統計調査に関わる事務
- (15) 給与・服務・旅費・福利厚生などに関わる事務

- 事務職員の職務範囲を前述の 15 項目とした場合、共同実施で処理できる事項とできない事項があり、できない事項は、各学校で処理することとなるが、事務職員の経験によっては全部を担当することは不可能なので、**事務職員の「スキルアップ」と「学校事務の執行方法の効率化」を図るために「共同実施組織」内で、学校事務の具体的な執行方法を学ぶことが必要**である。

- 教職員の多忙化解消に向けて、市町村教育委員会と学校間の業務分担の見直しを図るなど、学校の業務量を適切にコントロールすることは市町村教育委員会の責務であり、教育委員会のマネジメントに属する事柄を、校長のマネジメントの問題にすり替えるだけでは課題の解決はできない。
- 市町村教育委員会による事務業務の合理化・効率化を進めるには、事務職員経験者を指導主事や教育委員会に配置するなどして、学校の業務について総務・財務の観点からの見直しを進めたり、事務職員の人材育成を図るなど、市町村教育委員会のマネジメント機能を強化していくことが重要と考える。
- 学校事務の共同実施の仕組みや機会は現状では十分とは言えず、共同実施を有効に機能させるには、教職員や管理職の意識改革はもちろん、共同実施の会合の増加など、学校現場や市町村教育委員会のもう一步踏み込んだ支援と協力が必要である。
- 学校給食費など会計業務の公会計化や、「統合型校務支援システム」などの学校事務のシステム化を図るなど、共同実施の基盤を強化すれば、総務・財務面に携わる職員としての経験を生かして、給食費等の徴収管理業務や、会計の効率化や効果的な運用に関する、教育委員会との業務分担のあり方を共同実施組織で検討・提案することができる。
- 交付税措置がされている市費事務職員や用務員など本来学校に配置されているはずの職員を、交付税の趣旨に沿って適切に活用することが必要である。また、チーム学校の推進に向けて、新たな事務負担も増えてくるので、学校の事務負担軽減に向けて学校事務をアシスタントする補助員、支援員の配置も不可欠である。
- 学校現場では、県費負担の臨時的任用講師や非常勤講師だけでなく、市費雇用の非常勤や嘱託員の配置など、現状でも多様な職員が勤務しており、それら多様な職員の人事や給与支払に伴う事務負担は年々増大の一途をたどっているため、事務職員の配置充実に向けた定数改善の充実に向けて、標準定数の見直しによる対応を、働きかけていただきたい。

【部活動について】

- 部活動は指導だけではなく、大会申込みやお金の管理など、様々な事務作業があり、これにもそれなりに時間がかかる。部活が生き甲斐の教員もいるので、部活をやるやらないかは「選択制」にしてほしい。その分だけ、外部コーチをきちんと確保してほしい。「シルバー人材」の中には、スポーツ経験もあって指導できる人もいるだろう。
- 教師も生徒も部活に疲弊している面はあるので、強制するのはどうか。部活を頑張った教員には勤務評価で差をつけるべきである。部活を全く担当しない教員を配置し、その教員に一括して問題のある生徒の対応をしてもらうなどしてはどうか。

- 新規教員採用者の部活動指導者に任ずることの禁止、制限の制度を作るべきである。初任者とは言え、担当授業があり、学級経営・校内分掌や諸行事の準備、加えて新任研修が通念行われ、そのための出張や書類作成が求められる。その上で、毎日の朝夕の部活動指導と、土・日・祝日のものが重ねられるのが実態である。若手教員の部活動指導が、求められる教育活動に支障を及ぼしたり、教員としての資質・授業向上の機会・時間を奪っていることに目を向けるべきである。
- 教員が任意でやっていると思うから、管理職は部活を規制できない。「賃金の支払いが厳しいから部活動を減らしてくれ。」これなら真っ当な業務命令だと思われる。保護者も、財源がないから部活ができないのは理解ができる。これまでが異常だったことに気づくだろう。結局、教員の善意に頼る構造から抜け出さないと、解決には至らない。
- 「社会教育に頼る」というのも机上の空論である。今の部活動の代替となりうる社会教育はどこにもない。代替りの部活動指導者を雇う財源は無い。ボランティアも足りるはずはない。この現実を目を向けないと、今回のアクションプランは徒労に終わるだろう。
- 部活はできるだけ外部の人材に依頼することも必要である。部活による教育的効果が高いという理由で、部活指導も教員の仕事とされているが、教員の本来の仕事は、教育であるから教育を通して指導するべきであり、教室内授業に合わない生徒の場合は、ものづくりや多様な実践的社会活動を増やすなどによって対応方法を考えるべきである。
- 部活動指導については、大きな教育効果が認められるが、休日はあくまで休息のためにあるので、部活動が教員だけの負担にならないように、地域総合センターのような施設ができることが望ましい。外部講師は増加してきたが、実連絡調整は教員が行い、引率の責任も負う。教員だけで部活動を経営するのではない教育環境、社会の仕組みが創設されることを望む。
- 1. 部活動が勤務時間内で終わるように、時間を短縮する。
 2. 日課を見直し、午前5時間授業にする。
 3. 小学校は、週3日は部活動をしない日を設ける
 4. 職員に強制しない。
 5. 土日の部活動手当は、最低賃金以下なので、その水準まで上げる。
- 部活動指導を外部に委託し、社会教育へ移行していく中で教員と切り離していく必要がある。教員は「生徒のため」と頼まれれば断ることができない立場である。その善意に甘えるのではなく、きっちりと制度として定め、「部活動のすべてを学校の中だけで完結させない」という線引きをしていただきたい。
- スポーツクラブ制度と部活動制度が混在している学校では、両方を利用して活動時間を無理矢理に確保しようとする指導者もいる。一部の指導者のために、負担を強いられる教員が出ないように、ルールの策定と罰則を含めた適用方法を考えていただきたい。

【教員のメンタルヘルスの確保について】

- 先生も遅くまで残り、職員室はいつも夜の12時頃まで電気が煌々とついている。本を読み、趣味の時間を持ち、余裕のある生活をしてほしい。その余裕が健全な精神をつくり、子どもたちを善へと導くことができるのではないか。疲弊した先生に教えられる子どもは不幸です。先生も早く家庭に帰してやってほしい。
- 昨年制定された「過労死等の防止に対する対策に関する大綱」では「将来的に過労死等をゼロとすることを目指し、平成32年までに週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下」などの数値目標が出されており、さらに「地方公共団体は、国と協力しつつ、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するよう努めなければならない。」と閣議決定されている。愛知県及び県教育委員会はこの大綱を県民・およびPTで説明し、実施していく意思表示を行うべきである。
- 文科省の「教職員のメンタルヘルス対策について（最終まとめ）」の中に、教員の特殊性としてサポートが他職種に対してたいへん少ないとされている。教育委員会とは別の第三者機関としての公立学校共済組合などを利用しながら、教職員が信頼して本心を語るができるような実効性のある相談窓口でなければならない。相談できなくて苦しんでいる教員に対する支援を、相談窓口の設定という形で充実させることが何より重要である。
- 労働基準法・労働安全衛生法は守らなければならないという感覚を子どもたちに教えていくことが重要である。未来の尊厳ある労働者を育成するという立場に立って、労働基準法、労働安全衛生法についての教育、メンタルヘルス、コミュニケーション技術について、しっかり研修を行うことが必要である。
- 私たち教員も家庭をもっている。教員だからこそ、ワークライフバランスを率先して行うべきではないか。それを実現できるような具体策を示してほしい。

【教員定数の増加、業務の削減】

- 最も有効な多忙化解消策はクラスの定員を減らすことである。これも、予算増加は必要であるが、以前と比べ、教室には発達障害や外国籍の生徒も増えており、これらの生徒の一人一人の個性を生かした十分な教育を提供すること、ネットにより、以前に比べより複雑化・表面化しない「いじめ問題」に対応するために、少人数学級は不可欠である。また、通級担当者など、発達障害に応じて専門に指導できる教員や外国籍の加配教員などを現在よりさらに増やすべきである。
- 正規教員の増加は欠かせない。非常勤講師や再任用教員を増やしても、勤務時間や校務分掌に制限があって、正規教員の負担は軽減されていない。また、在校時間の調査は、実質的に仕事化し、内容も細かいので、記入すること自体に時間がとられてしまうこともある。在校時間を調べるのが目的ではなく、実質的な仕事量を削減することが重要である。

- 多忙化解消を実現するためには定数を増やし、一人でも多くの正規教員を配置すること。各種調査・出張・会議・研修など、県だけでなく市町村教育委員会主催のものも把握するとともに、見直し・縮小・廃止について検討し実施すること。
- 新しく始まったことがたくさんあるのに、今までやってきたことがなくなったという事例を知らない。「これをやれば子どものためになる」というものはたくさんあるが、教員も人間なので、何でもはできるわけではない。「毎年やっているから本年度も」ということが多すぎる。国や県で、本当の意味での教育内容の見直しをしてほしい。

【学校給食会計業務について】

- 給食費未納者の催促などの対応など納税徴収を経験している市町村職員が担当するのがよい。
- 集金などの未納家庭増加による給食費・学年費の集金業務も多忙化の一因となっているので、学校給食会計業務を学校から市町村教育委員会へ移管するなどの対策検討をお願いしたい。

【その他】

- 近くの中学生在が6時30分頃制服を着て登校していく。帰りも6時30分から7時頃である。これらはほぼ毎日であり、成長期の彼らの心と体が心配である。学校という一つの価値観では、多様な人間は育たない。彼らを家庭に地域に帰してやってほしい。
- 全ての根源は教員に対して正当な時間外勤務手当が出ていないことにある。これによって、「たくさん学校にいる先生が良い先生」「土日も働く先生が良い先生」という間違った認識が生まれる。早く仕事を済ませた方が良いに決まっている。教員の全ての時間外勤務に対して正当な対価を与えると、必ず財源が厳しくなるので、行政はようやく本気で部活動を縮小する気になるだろう。
- OECDの調査によれば、日本はここ数年ずっと国内総生産（GDP）に占める教育機関への公的支出割合が最低レベルであり、当然、この様な水準のままでは質的に良い教育が提供できない。多くの教員の犠牲の上に教育の質が何とか維持されていることを認識し、早急に教員の労働環境を良くしなければ、教師を志す学生は減り、教育の質の低下は免れないだろう（現に指導する教職課程の学生で教員を諦める傾向が見られる）。
- 教員の労働環境は電通どころではない状態（月に200時間残業も多い）であることを一般市民にも周知することで、教育に投資を増やすことへの理解を早急に求めなければ、愛知の教育の質の低下は免れない状況である。
- 年齢や性別、教員の能力や人柄などで特定の教員に負担が偏らないよう、文言の上だけでなく事実として、業務を分け合っていく環境となるよう、学校現場の現状を改善していただきたい。

- 管理職の面談では、仕事の効率化を図るための助言や身体への気遣い、休みを取るようにという声かけをしてくださるが、それが実現できる状況には到底ないため、実際には解決につなげていけない。各現場に膨大な仕事があり、それが特定の教員に負担として集中していることが問題なので、学校現場の抱える業務内容の線引きを明確にし、その内容を全ての教員で均等化していく必要がある。
- 提言（骨子）について、用語・用例の不統一がある。残業について、「長時間勤務」、「時間外労働」、「超過勤務」、「長時間労働」などなど、明確な使用基準がないままに適当に使っているかと思われられるので、世間一般で使用している平易な用語を使用していただきたい。
- NO残業デー（定時退校）の環境づくりと更なる促進を市町村教育委員会に働きかけていただきたい。
- 学校では、事務やICT等に関わる専門的な知識や技能をもった人材を必要としています。他県で導入されているような教員補助者を定数外で配置できるよう、県費補助制度を確立していただきたい。
- 本校では、会議は一つの会議を60分以内で行えるように提案者が工夫をし、精神的な多忙感の解消を図っている。また、研究協議会は、授業チェックリストを設け、ポイントを絞って協議を進めているので、短時間で効果を上げている。また、管理職が早く帰宅するように声掛けをしているので、気兼ねなく仕事を終えることができている。多忙化は、能率と精神的なプレッシャーがないことが一番大切なことではないか。
- 教員の力量向上のために免許の更新制が施行されたため、10年研修の内容の精選が必要である。
- 「学校閉庁日」を、緊急時の対応や地域・保護者の理解についての条件整備を図った上で、夏季休業中に導入すること。
- 各学校において、在校時間調査の目的を明確にし、結果の分析を教職員に対して示すよう、市町村教委に働きかけていただきたい。さらに、それを基にした超過勤務実態の解消に向けた具体的方策を講じていただきたい。
- 勤務時間を超過してしまう部分については、児童の登校しない夏休み・冬休みなどで割り振りをする制度等を考えていただきたい。
- 校務支援システムなどの情報システム環境の整備を促進するとともに、県費補助制度を確立できるようお願いします。
- 学校に配置する人数が限られているため、本当に人員が必要なときに自由に配置ができず、校内の人員でやりくりをして、対応しなければならない案件が多々ある。そんな時に、手助けしてくれる補助者（支援員）がいると助かる。